

**議 事 日 程**

- 日程第1 議案第82号 令和2年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）  
日程第2 議案第83号 令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第3 議案第73号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更について  
日程第4 議案第76号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第77号 瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第78号 瑞穂市障害者生活訓練場条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第80号 令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
日程第8 議案第81号 令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第9 議案第72号 瑞穂市指定金融機関の指定について  
日程第10 議案第74号 瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
日程第11 議案第75号 瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例  
について  
日程第12 議案第79号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）  
日程第13 閉会中の継続調査申出書について  
日程第14 議員派遣について

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**○本日の会議に出席した議員**

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長 兼 巢 南 庁 舎 管 理 部 長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 次 長	広 瀬 進 一	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	宇 野 伸 二
書 記	近 藤 圭 代		

## 開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 議案第82号及び日程第2 議案第83号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第1、議案第82号令和2年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第2、議案第83号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）を一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 広瀬武雄君。

○産業建設委員長（広瀬武雄君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

ただいま議長より御指名をいただきましたので、産業建設委員会の委員長報告をさせていただきます。

議席番号15番 広瀬武雄でございます。

ただいま一括議題となりました2議案につきまして、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

産業建設委員会は、去る12月9日午前9時30分から、巢南庁舎3の2の会議室で開催いたしました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、所管の部課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞りまして御報告申し上げます。

初めに、議案第82号令和2年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を審査いたしました。この議案につきましては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第83号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）を審査いたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、高圧電力だとキュービクルを設置することになり点検等が義務づけられると思うが、これらの費用は市が負担するのかとの質疑に対し、高圧電力の設備に伴う点検の費用は、市で負担しているとの答弁がありました。

また、債務負担行為の限度額について条例等に定めはないのかとの質疑に対し、条例等に限度額の定めはないとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上をもちまして、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和2年12月22日、産業建設委員会委員長 広瀬武雄。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第82号令和2年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第83号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第73号から日程第8 議案第81号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第3、議案第73号岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更についてから日程第8、議案第81号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 松野藤四郎君。

○文教厚生委員長（松野藤四郎君） おはようございます。議長さんから御指名いただきましたので、文教厚生委員会の審査経過について報告します。

ただいま一括議題となりました6議案について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、12月10日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長及び所管の部課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第73号岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更についてを審査しました。この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第76号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、新年度の保険税率引下げはよいことだと思うが、9億円余りの基金の半分ほどを引下げの原資として活用できないかとの質疑に対し、最悪のケースを考え、保険税の当初予算額分は基金として保有しておきたい。保険税は全て事業費納付金として県に納めており、収納できなかった保険税分については基金を取り崩して県に納めている。もし事業費納付金が支払えなければ県の基金を借入れすることになり、翌年度以降借りた分を県に返還していくことになっている。そのようなことになると、かえって税の負担を招くことになるため市で基金を保有しておかないといけない。また、保険税率を毎年改正すると被保険者の負担になるため、標準保険税率は上がったとしても、市の裁量で税率を据置きし、不足する分を基金で補填して対応することも考えているとの答弁がありました。

また、コロナウイルスの影響で医療従事者の負担が大きい、診療報酬が上がるなどの動向はあるかとの質疑に対し、診療報酬は2年に1度見直されているが、診療報酬が上がる場合は、それに伴って医療費が上がり、保険税も上がることになる。しかし、年明けに確定される3年度分の事業費納付金の額は、急遽診療報酬が上がるようなことがあっても変更されることはない。不足する場合は県の基金に補われ、各市町村へは翌年度以降の事業費納付金に反映されることになるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第77号瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、延滞金特例基準割合は来年1月以降は何%になるのかとの質疑に対し、今回の条例改正は、特例基準割合が延滞金特例基準割合という表記に変わるもので、率は0.1%下がる予定である。現在は8.9%、1月1日以降は8.8%になる見込みであるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第78号瑞穂市障害者生活訓練場条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、対象を広げるに伴い、開所日を増やすなどの対応はされるのかとの質疑に対し、利用対象を広げたので、開所日についても来年度拡大する方向で事業者と協議を進めているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第80号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）及び議案第81号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。これらの2議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。文教厚生委員会委員長 松野藤四郎。  
以上でございます。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第73号岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第76号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第77号瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第78号瑞穂市障害者生活訓練場条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第80号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第81号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第72号から日程第12 議案第79号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第9、議案第72号瑞穂市指定金融機関の指定についてから日程第12、

議案第79号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） 改めまして、皆様おはようございます。

議席番号10番、新生クラブ、今木啓一郎です。

議長よりお許しをいただきましたので、これより総務委員会の委員長報告を申し上げます。

ただいま一括議題となりました4議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、12月11日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長及び所管の部課長を、また一般会計補正予算等のため当委員会所管以外の教育長、各部長、調整監にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第79号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を審査しました。本案については、ほかの常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、補正予算書7ページの第3表債務負担行為補正の高圧電力の供給に伴う電気料の件について、今後どのように電力業者を決定し手続をするのか。選定業者の公募の方法はとの質疑に対し、業者は一般競争入札で選定し、電力の供給は4月1日からとなる。もし業者が変更となった場合は、約2か月の手続期間が必要となるので、それを考慮して電力については長期の契約で債務負担行為とした。入札方式としては、指名競争入札ではなく一般競争入札となるので何社の応募があるのか分からないが、市の入札参加資格者名簿の登録業者が今回の公告を見て入札し、金額が最安値のところ決定するとの答弁がありました。

また、26ページの土木総務費の無電柱化推進協議会負担金が減額されている理由は、また無電柱化の現状と今後の見通しについてはとの質疑に対し、県内では無電柱化推進協議会が各市町を構成員として設置されており、当市も他市町先進地の情報を得るために協議会に加入している。負担金の減額は事業ではなく、協議会に参加している負担金の減額である。今後は無電柱化の先進地の事例や現場を確認し、情報を得ながら、当市については穂積駅周辺の整備が始まる駅前の幹線道路に無電柱化が必要な場所として進めるのが重要と考えている。防災にも役立つ、景観にも寄与する、今のところはそれを念頭に置きながら、協議会に入り情報を収集しているとの答弁がありました。

また、28ページの公園費の測量調査設計委託料の詳細な内容はとの質疑に対し、穂積地区の

ふれあい公園の土地の測量や周辺の道路整備の測量委託で差金を減額したとの答弁がありました。

また、30ページの学校管理費の中学校長寿命化計画は何年計画なのか、内容はどの質疑に対し、令和3年から5年間の計画である。内容については、どのように施設を維持管理していくのかの計画であるとの答弁がありました。

また、30ページの小学校費の教育振興費の機械器具費の内容はどの質疑に対し、電子黒板を2台購入する予定で、新年度に向けたクラスの増室に伴い、本田小学校と南小学校に設置するとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第74号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、室とか室長で人的対応はできるのかとの質疑に対し、人の確保については近年大変採用も厳しく、できるだけ多くの人を採用しようと動いている状況である。できる限り配置したいが、厳しい状況であることは理解していただきたいとの答弁がありました。

また、子育てを支援していくという部分で、今回、健康福祉部内に子ども支援課が設けられると認識しているが、子供の発達が危惧されるような場合にもとす広域連合の療育センターとの関連はどのようになっているのかとの質疑に対し、もとす広域連合療育センターについては児童発達支援センターとして障害児の範疇に入る施設であり、主管課は福祉生活課となるが、子ども支援課ができてもお互い連携を取り合い、情報交換をして利用につなげていきたいとの答弁がありました。

また、市民協働安全課の危機管理室について、災害時には市民がここに問合せをすればいろいろ情報を得られると説明されたが、情報の発信が優れていても受信がなかなかすぐわないと不十分と考える。自主防災組織の現状はどの質疑に対し、自主防災組織については、各避難所や校区ごとに差はあり、特に本田校区が進んでいる。主となる役員がいる場合は非常に危機感を持って訓練を行っている。ほかの避難所にもそういった情報を提供しながら自治会担当と防災担当が連携し、自治会連合会も活用しながら進めているとの答弁がありました。

また、災害の情報伝達ができているか把握できているのか、市民の方への情報提供をどのように考えているのかとの質疑に対し、自治会の加入を拒否する人もいる中、全市民に共通に情報を伝えるのは難しいと考える。今回設置される危機管理室は、予防対策として早めの手を打っていく室を目指したい。情報発信については、いろいろな媒体を使用した方法も検討中で、新しい媒体で情報を均一公平に伝えていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、秘書室の業務は市長のトップマネジメントサポートなのに総務課付けであるのはなぜ

かとの質疑に対し、秘書室については、職員を増員して業務の進捗状況や政策調整を担う市長のトップマネジメントサポート体制を充実・強化する趣旨である。総務課内の室からでも、そこから各部長、各課長に発信して調整機能を果たせると考えたためであり、今後検証しながら、必要であれば部署の変更等も検討したいとの答弁がありました。

また、組織変更はなぜ今なのか、定員管理についての考えはとの質疑に対し、コロナと国勢調査で職員の業務が多かったのがこの時期となった。定員の管理については、定員管理計画の範囲で検討している。職員の定員管理計画については、平成28年度から令和2年度までの5年間となっており、本年度が計画の最終年度になっている。定員管理計画については、行政運営を行う上で最少の経費で最大の効果を上げるとともに、常に組織の運営の合理化に努めて規模の適正化を図るといふ計画でなければならない。現在、来年度から先5年間の定員管理計画の策定に取り組んでいる。定員管理計画における人数は最大で365人であるとの答弁がありました。

また、今回の組織体制で子ども支援課が設置されるが、この子供の定義は何かとの質疑に対し、子供や児童は法律によって解釈が違うが、学校教育の中で児童とは小学校の子供を指す。今回新設される子ども支援課の業務は、現在幼児支援課で行っている内容の一部で、利用者にとって煩雑な手続を集約・一元化した。幼児支援課については幼児教育課と名称変更し、SDGsを含め質の高い教育を目指す中で、保育も含め、幼稚園教育と一体化した幼児教育という考え方を大切に、保育士の経験だけに頼るのではなく、学びながら保育を行い、幼児教育として保護者のニーズに合わせながら高めていきたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第72号瑞穂市指定金融機関の指定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、瑞穂市指定金融機関の指定については、合併協議会資料の調整方針として指定金融機関は大垣共立銀行を指定し、3年ごとに定期的に見直し、他の金融機関を対象を含め検討するという文言があるために議案として提出されていて、市内6店舗の金融機関を比較検討した結果、大垣共立銀行で問題ないと。また、単独か交代制かの中で他市町や県の状況を聞き、メリット・デメリットの説明を受け、さらに市民の方の利便性等の説明もあったが、3年ごとに議案として提出されても判断ができない。議案として提出するのは、3年ごとに見直す文言があるからという解釈でいいのかとの質疑に対して、指定金融機関の指定については、単独指定としている市は最初に指定するときに議案を提出し、合併のときに新たに市になったところはそのときに指定の議案を提出し、その後は指定金の交代のときにしか出てこない議案であるが、瑞穂市は合併協議会での3年を重視して3年ごとに議案を提出している状況で、今回提出したのは過去の経緯も踏まえたものであるとの答弁がありました。

また、この議案については合併協議会で協議された決定に基づき、3年ごとの見直しの要件があり、合併後17年たっても毎回見直し時に議案に上がり、瑞穂市においては6店舗の金融機関が検討されている。3年ごとにこだわらず、不具合が出たときに見直しを行うという少し柔軟な対応で規約、規則を見直すべきではないかや、この議案は3年ごとに提案されているが、議論することに必要性を感じていない。議案として提出される前に、執行部と議会で今後の指定金融機関の在り方の協議はできないのかとの質疑に対し、指定金融機関については、1つの金融機関を決めているわけではなく、交代制を導入しているわけでもなく、期限だけを定めて3年ごとに指定するというやり方を議会に提案しているが、またこれから3年後、同様な議論とならないために本来期間を指定するべきなのかを協議し、今回の議案第72号についてはこのままの形での提案をお願いして、次回までにはしっかり市の方向性を含めて議会の皆さんと相談していきたいと考えているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第75号瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和2年12月22日、総務委員会委員長 今木啓一郎。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第72号瑞穂市指定金融機関の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第74号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。

議席番号12番、朱鷺の会、棚橋敏明でございます。

総務委員長のすばらしい委員長報告、まずはありがとうございます。本当に分かりやすく理解できたと思いますが、その中で1つ、2つお聞きしたいことがございますので、お答えいただきたいと思います。

まず、今回の組織変更について、先ほど人的対応、このことについての御報告がございましたが、それ以外でまず費用、そして規模、このことについて一部は重複するかもしれませんが、そういった話合いがあったかどうかお答えいただけるとありがたいと思います。あと、それ以外の質問につきましては、自席に戻りましてから質問させていただきます。

それでは、どうかよろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 総務委員長 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいま棚橋議員よりの御質問の人的な面での費用、規模についての御質問でございましたが、当委員会においては、その点についての質疑、討論はございませんでした。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） その次ですが、税務課の中に債権管理室を設けられるというところで、こういった話合いがあったかどうかちょっとお聞きしたいんですが、現在の税の納付率、そしてこの税の納付率をどのように上げていきたいのか、そういった話合いがあったのかどうか。

そして、今コロナにおきまして、この拡大によって多くの皆様が減収、それによって税の納付を苦にして今大変自殺が増加しております。こういった話合いもあったのかどうか、ちょっとその委員会の中身をお教えいただけるとありがたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいまの棚橋議員の市民部税務課内に債権管理室を設置することについての御質問でございましたが、その設置に関する点並びに納税率の云々というお話がありましたが、そちらについても当委員会におきましては質疑、討論はございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 今回、この組織変更の中で市民協働安全課に危機管理室、そして総務課秘書室、そして税務課債権管理室と3つの室が設けられるわけですが、現在の市民協働安全課、そして総務課、そして税務課、この中で新しく室になる部分の現在の職員さん、現在の状況、その方々の部署における部署の中のスキル、現在のスキル、現在の技量、そして現在の技法、このことについて、質問とか話合いがあったかどうか御質問させていただきます。委員会の中の状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○総務委員長（今木啓一郎君） ただいまの棚橋議員の御質問でございましたが、各所員についての技量云々についての質疑等は、当委員会においてはございませんでしたことを報告します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ありがとうございます。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 議席番号12番 棚橋敏明でございます。

先日の総括質疑におきまして、今までの業務遂行において今回の3つの室を設けられます。その中におきまして、何らかの問題があったのかどうか久野部長に質問しましたところ、問題があったかどうかについての回答は全くなく、目的の明確化ということのみでありました。既に各担当の職員さんのスキルは相当高くなっており、新たに費用を投じ、このウイルスで大変苦しい中において新たな室を構築することは、現在の職員さんのスキルが向上してきているこの状況において、担当職員の皆様を信頼するという意味においてもすべきではないと思います。

ましてや債権管理室というネーミングにつきましても、日本国憲法第30条の納税の義務、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うと定められております。税の納付は当然だと思います。しかし、弱い者いじめ、市民への寄り添いが感じられない債権管理室というネーミングだと思います。

以前の穂積町時代に、ちょうどここにも今おられます松野貴志さん、この方の祖父の方の松野武則さん、大変な不況な時代でございました。そのときに事業に失敗なさった方がおられ、税の納付に随分困られました。その方の動きを松野武則さんは察しまして、困っておるのかね、勇気を持って役所に相談しようよと、私がついていってあげるでということで税務相談に行かれました。議員としては多少おせっかいかもしれませんが。でも本当にやる方ないつらさを感じられたんだと思います。そして、税務課において分割納付、その当時はまだそんなに多くはなかったかもしれませんが。でも、分割納付、それと同時にどのようにその納付をしていくか、そのことに対して松野武則さんはその方に寄り添いながら、税務課、そして銀行へと行かれました。この寄り添いが私は物すごく大事だと思います。そして、その悩んでいるお父さんの姿を見た御子息、それから税で迷惑はかけてはいけない、一生懸命学ばれまして医師になられました。そして、今は瑞穂市ではかなり高額な納税をしておられます。それもやはりそういったいきさつがあったからだだと思います。それと同時に、寄り添いの方があったからだだと思います。

今本当に大切なことは、債権管理室という名じゃなしに、税の相談に乗る寄り添い、弱い者いじめをしない、そういった組織をつくるべきだと私は思います。確かに役所のすることと、今申し上げた松野武則議員のやられたことは立場が違うかもしれませんが。しかし、納税に困っている方に寄り添い、相談に乗り、市民の方を助けていただきたい。そんなネーミングを私はつけるべきだと思います。今まさにその方の御子息も一生懸命瑞穂市に多額の納税をしておられます。それだけでもすごく効果のあったことだと私は思います。

日本国憲法第30条の納税は国民の義務であることを理解の上、新たに室を設けなくても現在の担当職員さんのすばらしいスキルを、技量を信頼し、市民に寄り添いながらの今まで同様の税務課で十分進めていけるものと私は判断します。そして、これが含まれている限り、全体としての議案第74号に反対させていただきます。どうか議員の皆様方にも、現在の税務課職員さんはすごく頑張っておられます。何もネーミングだけではないと思います。室ではなくても十分に自分たちからスキルアップを考えておられます。どうか皆さん、納税者の気持ち、市民の気持ち、そして税務課の一生懸命スキルアップを図っている職員さんたち、この気持ちを御理解してください。どうか皆様、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 16番 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 改めて、皆さんおはようございます。

議席番号16番、新生クラブ、若園五朗です。

議案第74号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての賛成討論をさせていただきます。

皆さん、ちょっとタブレットの9ページから10ページを見てもらいたいですけれども、総務委員会の中で組織についていろいろと委員長報告がございましたが、今回の組織変更については私は賛成ということではいろんな意見を出していました。

この中の9ページの下から7行目から8ページのところですけれども、職員の定員管理については、平成28年度から令和2年度の5年間となっているところがございます。来年度は令和3年度でございますので、私も長く議員をやらせてもらう中で、この定員管理については執行部のほうからいろいろと議論がございました。このときには、平成27年度の定員管理についての議案等の説明がございました。今回も森市長がしっかりと頑張ってみるんですけれども、来年度から要するに職員の管理定数を決めるということにもかかわらず、今から、令和2年度から定員管理の執行部の中身を詰めてもらって、しっかりその条件つき、こうだからこうというふうで職員定数管理を、365になっていますけど、これをもっと増やす計画が必要だということも私は述べさせていただきました。

それはなぜかといいますと、平成15年5月に合併して、今17年目になります。その当時は人口4万7,000人、今は5万5,000人です。8,000人の人口が増えている中で、すごく職員が頑張っているところがございます。今朝の岐阜新聞じゃないですけども、ラスパイレス97.5と出ています。私も、17年前に市議会議員になったときには非常に低かったんです。それが市長が替わることによって、どんどん上げてもらうことによって非常に優秀な職員が採用され、非常に部屋も狭くて、議員提案の施策について、あるいは市長のマニフェストについてもいろいろとすごく頑張ってみるところが私は見えるところがございます。もっともっと上層部の幹部の給料を上げる、そういう職員採用をして、もっと議員の提案しておることがしっかり行政運営できて、市民に反映することを望むところがございます。

あと、私が市長にお尋ねしたのは、市長は2年前に当選されたので、4月に当選されれば6月の臨時議会で組織変更するのが市長のマニフェストであり、また自分の思いを、市民の負託をされた市政運営でございますので、早くその行政運営をしてほしいと市長に委員会のところで申し上げましたのは、もう来年4月からはあと2年しかない、任期がね。早く自分の思いがあればもっと頑張ってもらいたいと、やっぱりそういう是々非々の中で市長を支えながらしっかりやってほしいことを言いました。ところが総務部長の答弁の中に、10ページの上から3行目がございます。委員長報告がありましたが、365人ですけども、非常に定員を採用しても難しいということがございました。非常にそのことを踏まえて、細かいことは執行部が説明されていないんですけど、頑張っているということをしつかり議員の方々も見て、やっぱり市長をはじめ執行部の行政運営、執行の内容についてしっかり御理解いただければ、最終的には市民の安心・安全なまちづくりに遂行すると私は思っているところがございますので、さらに市長、あと2年間ですけど、みんなの御意見を聞いてすばらしい行政運営をお願いしたいと思います。

最後になります。市庁舎建設については40億というお金を使うことをございますけれども、しっかり庁舎建設の位置についても面から点と決めて、国のほうへ行かれて高台に造るということは市長の提案権とか質問権についてありますけれども、やっぱり市民から上げた積み上げの庁舎の位置づけをしているわけをございますので、市長の答弁について私は何も言いませんけど、大きな市長の気持ちを聞いて、庁舎建設の位置について、しっかりそこも含めて経費を効率的な運用をすることをお願いして、この組織編成の賛成討論とさせていただきます。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第75号瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第79号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました議案第79号については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開時刻は未定ですが、よろしくお願ひします。

休憩 午前10時07分

再開 午前11時59分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第13 閉会中の継続調査申出書について

○議長（庄田昭人君） 日程第13、閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

議会基本条例推進特別委員会委員長から、会議規則第111条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調査・研究につい

て閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第14 議員派遣について

○議長（庄田昭人君） 日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お手元の配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については、1件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長に代わりまして説明します。

令和3年2月5日に岐阜県市議会議長会主催の議長会議、講演会及び情報交換会が瑞穂市の市民センターとサンプラスパで開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） この件につきまして、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

---

#### 閉会の宣告

○議長（庄田昭人君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第4回瑞穂市議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午後0時01分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年12月22日

瑞穂市議会 議長 庄田 昭人

議員 若園 五朗

議員 松野 藤四郎